

2 海技資格事務の現況

(1) 海技士国家試験

(ア) 定期試験

平成26年4月、7月、10月、平成27年2月の計4回実施し、申請者数及び合格者数は第5表のとおりである。

第5表 海技士国家試験定期試験の申請者数及び合格者数 (平成26年度)

種別	申請者数			合格者数		
	併科	本科	則36条	併科	本科	則36条
航海1～6級	8	276	193	0	132	66
機関1～6級	2	131	88	0	36	15
*通信1～4級	—	23	—	—	22	—
合計	10	430	281	0	190	81

* 「通信1～4級」は、海技士(通信)1～3級と、海技士(電子通信)1～4級の合計である。

* 「則36条」は、「本科」の内数である。

(イ) 臨時試験

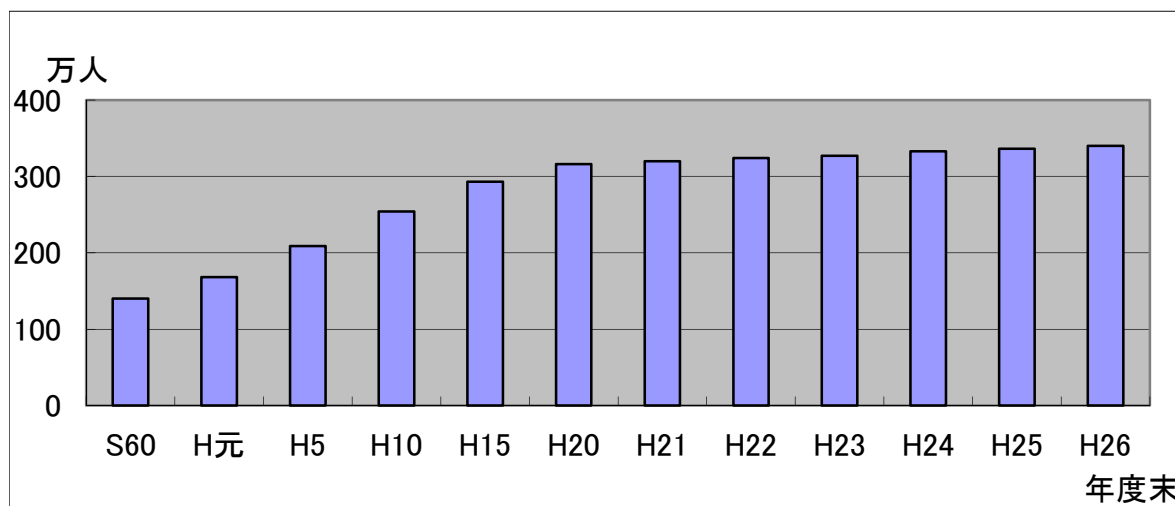
神戸市で3回実施した。申請者総数は70名、合格者は68名であった。

(2) 小型船舶操縦士国家試験

(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会が国土交通大臣の指定を受けて、平成26年度に実施した管内での小型船舶操縦士国家試験の合格者数は1,263名である。

なお、全国における小型船舶操縦士免許受有者数の推移については、第5図のとおりである。

第5図 小型船舶操縦士免許受有者数(全国)の推移



(国土交通省海事局海技課の統計に基づき作成。)

(3) 免許関係事務等

平成26年度における免許等各種申請件数と、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数は、第6表及び第7表のとおりである。

第6表 免許等各種申請の取扱件数

種別 \ 区分	免許	訂正・再交付	限定解除	更新
航海1～6級	97	40	133	351
機関1～6級	54	34	35	261
通信1～4級	16	4	—	28
小型船舶操縦士	1,180	597	0	4,516
合計	1,347	675	168	5,156

第7表 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数

件名		件数
船舶職員及び小型船舶操縦者法関係申請書受理件数	乗組み基準特例許可（法第20条）	29
	同等業務経験認定（法第7条の2第3項第2号）	105
計		114
海技士試験関係合格証明書交付件数	筆記試験合格証明書交付	26
	身体検査合格証明書交付	1
	筆記試験科目免除証明書交付	6
	合格証明書	3
計		36

(4) 登録船舶職員養成施設での養成等

管内には、登録船舶職員養成施設として国立大学法人神戸大学、独立行政法人海技教育機構海技大学校及び兵庫県立香住高等学校が登録されている。また、登録小型船舶教習所として（一財）日本船舶職員養成協会近畿、近畿小型船舶教習所及び西日本海技専門学院が登録されている。

平成26年度の管内における登録小型船舶教習所の修了者の実績は第8表のとおりである。

第8表 登録小型船舶教習所の修了者実績

登録小型船舶教習所	修了者数
（一財）日本船舶職員養成協会近畿	463名 （対前年度比89.9%）

近畿小型船舶教習所	486名 (対前年度比205.0%)
-----------	-----------------------

(5) 登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習

管内において更新及び失効再交付講習を実施する登録更新講習等実施機関として、(一財)日本船舶職員養成協会近畿、(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会(小型船舶操縦士講習に限る)、近畿小型船舶教習所、(株)ハイビスカスボートクラブ、神戸海技専門学院及び西日本海技専門学院が登録されており、平成26年度においては第9表のとおり実施された。

第9表 更新・失効再交付講習の実施状況

講習の種別 講習機関	更新講習(人)		失効再交付講習(人)	
	海技士	小型船舶 操縦士	海技士	小型船舶 操縦士
(一財)日本船舶職員養成協会	173	3,137	62	266
(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会		3,103		412
近畿小型船舶教習所		1,015		56
(株)ハイビスカスボートクラブ		354		46
神戸海技専門学院		4		1
西日本海技専門学院		3		0
合計	173	7,616	62	781

(6) 船員行政品質マネジメントシステム

所掌事務が継続的に信頼性のある公正なものとなるよう、船員行政品質マネジメントシステム(船員行政QMS)に基づく業務運用を平成18年度から実施している。毎年国土交通省の内部監査を受検している。平成26年度内部監査における不適合は海技免状作成プロセスで1件発生し、是正を行った。

(7) 最少安全配員証書交付実績

1974年の海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)の規定に従い、IMO(国際海事機関)決議の原則及び指針並びに国内法令を考慮し、当該船舶の最少の安全な配員を示す証書を交付することとなっている。

平成26年度の交付実績は10件である。

(8) プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進

「酒酔い等操縦の禁止」「危険操縦の禁止」「免許者の自己操縦」「ライフジャケット等の着用」等の、小型船舶操縦者(船長)の遵守事項についての周知・啓蒙を目的として、フローティングボ

ートショー等でのライフジャケット着用に関するリーフレットの配布や講演会を行うなど、小型船舶の安全対策を推進した。また、航走中の水上バイクからの転落者の死亡事故発生を受けた、運輸安全委員会神戸事務所からの協力要請を受け、水上バイク同乗者に対するウェットスーツ着用等に関する周知活動を実施した。

平成26年度における周知・啓蒙及び安全指導等の活動実績は、次のとおりである。

(周知・啓蒙) 神戸地区(6回)、芦屋以東地区(2回)、明石以西地区(6回)、
淡路地区(3回)、但馬地区(3回)

(安全指導等) 神戸地区(2回)、芦屋以東地区(3回)、明石以西地区(5回)、
淡路地区(5回)、但馬地区(8回)